

上牧町まちづくり基本条例策定委員会部会記録 町民部会（第3回）

1. 開催日時 平成23年 8月24日（水）15時00分～ 16時00分
2. 開催場所 上牧町役場 3階委員会室
3. 出席委員 9名（足立・遠山・木村・井尻・小田・三浦・平嶋・辻・植村）
4. 欠席委員 1名（梶野）
5. 記入者 小田

6. 概要.

①部会の運営について

他部会の進捗状況との関連もあるが、基本姿勢として当部会としては、町の実態把握を十分にしてい、条例化につながるよう議論を深める。具体には、前回集約した各意見（以下これを「付箋紙意見」とする）の検討から始める。

②付箋紙意見について

町民部会としての領域を考慮してはいるものの、多岐にわたる付箋意見を次の4分野に分けて検討することとした。

- 1) 町の状況・活性化
- 2) 町民
- 3) 情報・防犯
- 4) 条例の作り方・内容

③上記1)「町の状況・活性化」の付箋意見について

次の3分野に分け、これをベースにし、細部にわたり検討、

- 1) 産業・事業の活性化(主な付箋意見(a~f))
- 2) 人の活性化(g~l)
- 3) 条例・前文関連(m~o)

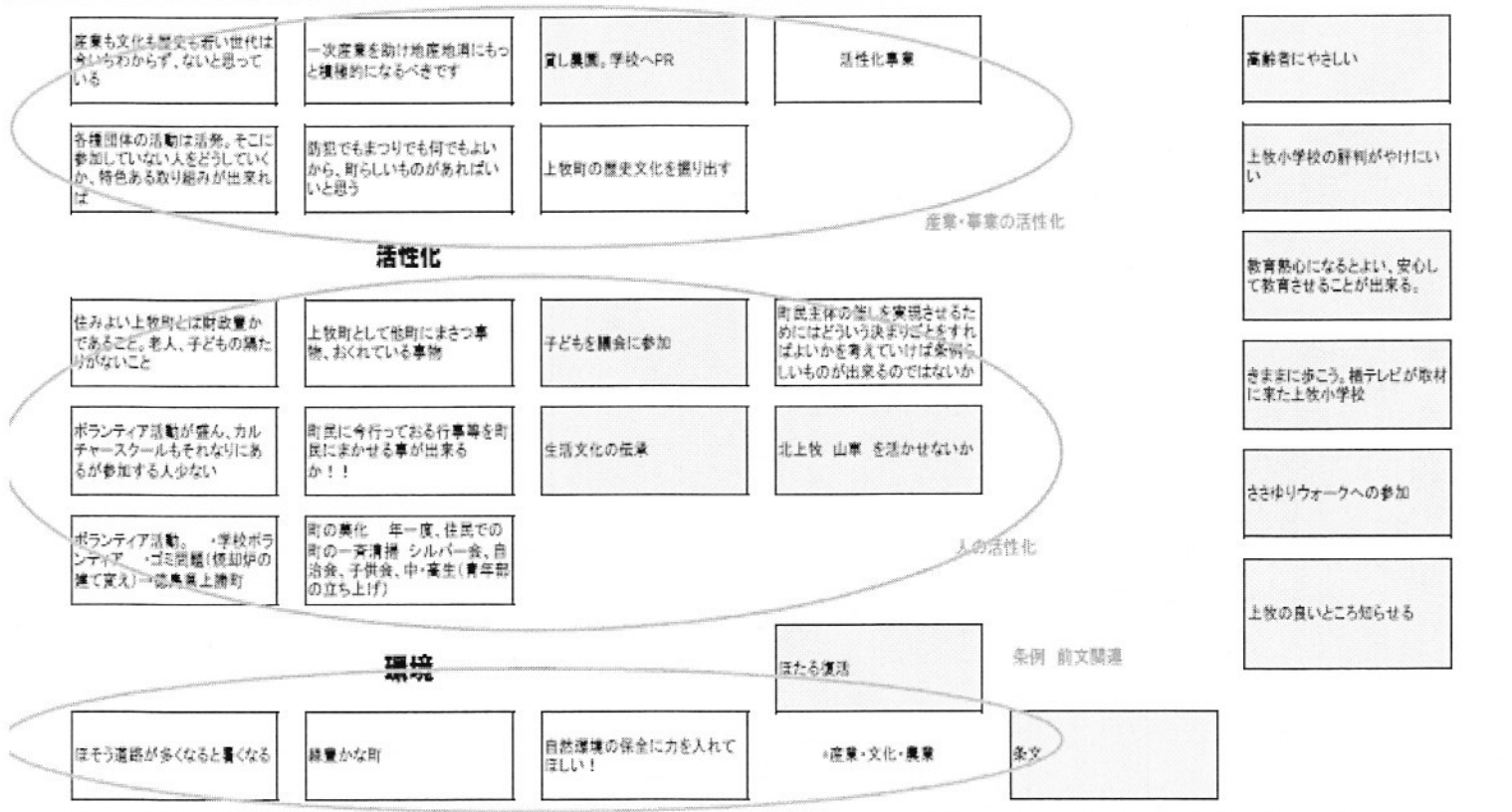
*主な付箋意見

- a・上牧町の産業・文化・歴史など若い世代には十分理解が行き届いていない。
- b・上牧町の歴史文化を掘り起こす。
- c・一次産業を助け、地産地消にもっと積極的になるべき。
- d・各種団体の活動は活発であるが、参加していない人をどうするか。特色ある取り組みがも
とめられる。
- e・防犯でも祭りでも何でもよいから町らしいものがあればいいと思う。町の一体化。
- f・活性化事業を考えよう。
- g・上牧町として他町にまさること、もの。おけていること、ものはなにか。
- h・住みよい上牧町とは、財政豊であること、老人・子どもの隔たりのないこと
- i・町民全体の催しを実現させるためにはどういう決まり事をすればよいかを考えていけば、
条例らしいものができるのではないか。
- j・ボランティア活動が盛ん、カルチャーサークルもそれなりにあるが参加する人が少ない。
- k・町の美化。年一度、住民での町の一斉清掃。シルバー会、自治会、子供会、中高生(青年
部の立ち上げ)
- l・今行っている行事等を町民に任せることができるか。
- m・緑豊かな町

- n・自然環境の保全に力を入れてほしい。
 - o・道路環境の改善
- *こうした付箋意見をベースにした討議の中から以下の意見（主なもの）が出された。
- ・耕作されていない農地を貸し農園に活用、県内外の学校などに広く PR し、上牧に人を呼び込む
 - ・子どもが議会に参加する制度のある自治体があるが、参考にすべきだ。町民の議会参加も考える。
 - ・生活文化の伝承に配慮すべきだ。
 - ・「山車」を保有している地域があるが町の活性化のためにうまく活用できないか。
 - ・上牧は比較的各種病院もあり高齢者などにとって暮らしやすいのではないか
 - ・教育面の良さ（保・幼・小・中）を強調すべき。「教育の素晴らしい町」として町の魅力を売り出してはどうか。関連して上牧小学校の良い評判が強調された。
 - ・「ささゆりウォーク」への参加を多くする。「ささゆり」の群生地を作り町の特色にできないか。
 - ・上牧の良いところを PR する。蛭が復活している地域もある。

④以上を踏まえ今後は、条例に取り込むべき内容の選定・可否について検討する必要がある。

町の状況



とりあえず今は除外

- 上牧町にスーパーが必要ではない。量産でもよい。
- 都心に近い町。ベッドタウン(昼都心、夜上牧)→サラリーマン、リタイアする人が増加
- 休日に役所が開まっていると不便
- 図書館の休館が長い
- バスの便が多くなって公共交通が充実してほしい
- 道路の状況が悪い・財政問題→高齢化で歩道でころぶ

上牧町まちづくり基本条例策定委員会部会記録 町民部会（第4回）

1. 開催日時 平成23年 9月28日（水）14時15分～ 17時00分
2. 開催場所 上牧町役場
3. 出席委員 9名（足立・遠山・木村・井尻・小田・三浦・平嶋・辻・植村）
4. 欠席委員 1名（梶野）
5. 記入者 辻
6. 概要. 付箋に記入した意見の分類および集約
今迄に各委員が出した意見を、町の条例の作り方、町民、情報、防犯、町の現状の5項目に分け、さらに重複している意見を一つとし細かく分類した。

条例の作り方

現状の批判ではなく「こうなればいいな」というプラスの言葉で話し合う
マスタープラン等過去のアンケートなどの活用
まず作ってみる、その過程で議論していく
条例は読みやすく分かりやすいものであること
まず条例作りのプロセスを明確に
どんなまちにしたいのかイメージを具体化

規定する内容

この条例制定の趣旨・目的・理念をまず規定する
住民投票、制度の採用を規定する
条例には、住民、長、議員の責務を規定し権利は規定しない
最高模範であることも規定する
まちづくり条例実施後の検証システムがあること(検討、し)
20歳未満の声を聴取するシステムがあること
町民が直接意思表示できるシステムがあること。

町民

町政改善に関する町民の声が取り上げられるシステム
町民と行政各自の役割を自覚し、協働し、町づくりに取り組む
相互不信ではなく信頼関係を構築できるような条例
町づくりは町民 1人1人考え参加し協働することが必要。アンケートをとる。
町民から権利を発信すれば、義務がどれだけあるか
町民から町民に参画、協働の話し合いができるか
町民が参加できること、全体で何が有るか
防災に強い町づくり

情報

情報窓口の一本化
情報発信をもっと身近に
情報を公開する。何の情報が必要かもわからない

上牧町まちづくり基本条例策定委員会部会記録 町民部会（第5回）

1. 開催日時 平成23年 10月27日（木）10時40分～ 12時00分

2. 開催場所 上牧町役場 三階委員会室

3. 出席委員 6名（足立・遠山・三浦・平嶋・辻・植村）

4. 欠席委員 4名 梶野・木村・井尻・小田

5. 記入者 遠山

6. 概要. 議会部会から提示があった基本原則について検討、
町民部会の条例案の検討

議会部会から提示があった基本原則について検討

基本原則の考え方について

情報の共有

住民参画

議会行政の職務誠実遂行及び説明責任 →住民部会としてはこの項は不適切

協働

活動評価 →誰がどのように評価するのか、評価基準は誰がどうして作るのか

基本原則は町民、行政、議会が一体となってまちづくりをする、という内容をメインにすべきであり、
具体的内容については、各条文におとすほうが良い。

従って、町民部会としては、情報の共有、住民参画、協働の3つの内容にしたい。

町民部会の条例案の検討

遠山から たたき台 の説明

参画の権利の条文

町民の義務の条文

町民の役割の条文

住民投票の条文

まちづくり協議会の条文

以下のようなことについて条文化の必要性について次回検討

教育関係について

こどもと地域活性化について

住民のネットワークについて

ボランティアについて

お父さんの積極的な参加

人を育てる組織が必要

今日休みの方からの意見

参画の年齢について広くする表現にする、参画する場の具体性について

町民の役割に関する活動に具体性が必要

住民投票に関して何でも住民投票というわけではない

協議会と自治会の役割分担について考える必要がある

協議会の支援行うものとするのほうがいいのでは

たたき台

◎まちづくり参画の権利を規定する条文案

町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

◎未成年者のまちづくりに参画する権利を規定する条文案

20歳未満の町民においても、各々の年齢などに応じてまちづくりに参画する権利を有する。

◎まちづくり参画における町民の義務を規定する条文案

町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。また、まちづくりに参画する他の町民や団体等を支援するよう努めなければならない。

◎町民の自治による町の役割を規定する条文案

町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければならない。

◎住民投票を規定する条文案

町長は、町政にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認する必要がある場合は、住民投票の制度を設けることができる。

町民は、町長に対して住民投票を請求することができる。

議会及び町長は、住民投票を発議することができる。

住民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び町長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

町長は、住民投票を行うに当たっては、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

【以下は町民によるまちづくりをより具体的に実現するために「(仮称)まちづくり協議会」の設置を提起する場合の追加条文案です】

◎まちづくり協議会に関する条文案

町民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される町民自治活動を行う組織(以下「まちづくり協議会」という。)を設置することができる。

まちづくり協議会は、当該地域の町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら町民自治活動を行うものとする。

町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

町は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

次回の部会の予定 11/17 14:00~17:00

条文のたたき台 について今まで付箋で意見し集約した内容との、すり合わせをし、意見集約した条文となるように検討する。

上牧町の現状を検討した結果から出来上がった条例ということが見えるようにする。

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 部会の記録【町民 部会（第6回）】

- 1 開催日時 平成23年 11月17日（木）14時00分～16時15分
- 2 開催場所 町役場西館3階集会室
- 3 出席委員 7名【 足立、木村、遠山、梶野、平嶋、辻、井尻 】
- 4 欠席委員 3名【 小田、三浦、植村 】
- 5 記入者 井尻
- 6 概 要

(1) 前回の部会での議論の中味について、部会長から確認的に次のとおり報告があった。

○議会部会から検討依頼事項について、取りまとめた当部会の意見を議会部会長に伝えた。

○条文案(たたき台)の6項目を柱として、部会委員のこれまでの意見、考え方等を「別紙資料」(別紙省略)のとおり取りまとめた。

(2) 本日の討論内容

別紙資料に基づき議論した。

ア 先ず、これまでの議論内容や述べられた考え方、見解及び文書表現等を議事録でみると硬すぎて普通町民感覚とズレが生じないか懸念するとの意見があり、これについて、条例の成案作成時に文章表現の工夫、用語の平易化や制定後は条例中味の丁寧な解説、説明する等で対応するのが適当ではないかとの見解で集約した。

イ 次に、前回議論した条文案(たたき台)について復習的に説明があった。

ウ 引き続き、「別紙資料」を基に、部会委員の意見、考え方等を条文案(たたき台)の6つの柱(条文)に分類あるいは関連づけの検討をし、意見、考え方等の整理をした。又 これらの意見等を今後の作成案にどう反映させるかや条例内容の周知、理解を深める事にどう行かせていくかについて議論した。

エ 前回、条文案(たたき台)に加える事も検討すべきではないかとの意見もあった教育関係等の事項についても意見交換した。

(3) 次回12月21日(水)の全体会議に先立ち、正午から部会を開催する事とした。

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 議会部会の記録

開催日時 平成23年8月24日(水) 午後3時～4時

開催場所 役場2階第3会議室

出席委員 7名 (田島・小谷・小林・西田・西野・東・藤井)
欠席者なし

記録者 小林

1. 研修会等の報告

- ① 自治体学校(7月24日開催 奈良県立大学)分科会「何のため、誰の為の地方議会か」
の報告(研修会レポートを席上配布) *本記録にも添付 小林
- ② 議会改革フォーラム(8月21日開催 ならまちセンター)の報告 田島・小林
- ③ 奈良県市町村議会フォーラムの報告 東

2. 下記の二つの課題について意見交換

○ まちづくり基本条例と議会基本条例の二つをどう整理するか(扱うか)

<提案者の説明>

- ・ 当委員会は「上牧町まちづくり基本条例」を検討しているが、一方、議会改革を取り上げた議会基本条例策定の流れがあり、全国1800市町村議会の約1割が策定している。
- ・ まちづくり基本条例で取り上げられる議会に関する条項数は、5条前後(生駒市:4条、ニセコ町:8条など) 一方、議会基本条例の条例数は20条程度(栗山町:21条、精華町24条など)。
- ・ 5条程度であると理念的な事柄にとどまり、具体的な改革項目を入れ込むことは難しいが、議会改革を進めるためには具体的な改革項目を条例に書き込むことが不可欠。

委員からの意見

- ・ たとえ全体のバランスを崩すことになっても、議会に関する条項を増やして必要な項目を入れればよいのではないか。
- ・ まちづくり基本条例の全体の条文数が増えてしまうと、住民や行政の項目とのバランスの悪さだけでなく、町民にはわかりにくくなってしまわないか。
- ・ まちづくり基本条例では、最低限必要な項目にとどめ、議会基本条例は別に作る2本

立てのほうがよいのではないか。

○ 議会でも議会改革の議論が始められないか

<提案者の説明>

- ・ 議会改革フォーラムにおける奈良市会議員の話でも、改革を志向する議員よりも現状維持を望む議員のほうがかなり多く、思うように改革が進まない悩みが報告されていた。
- ・ 当町においても、当委員会が条例案を策定し、その中で議会改革を盛り込んでも、議員（議会）がその気にならなければ本当の改革を行なうことは難しい。
- ・ 議会改革を本物にするためには、当委員会（議会部会）での議論だけでなく、議会でも議会改革検討会議のようなものを立ち上げていただいて、それぞれが議論し、時には合同で議論するなど議会にも改革の機運を盛り上げてもらうことが必要と考える。
- ・ 住民や町長から迫られて改革するのではなく、議会から主体的に改革するのだという動きも作ることが成功の鍵だと考える。
- ・ 幸い、東議長が当部会のメンバーであるので是非検討いただきたい。

委員からの意見

- ・ 議員が自分に負担となるような改革を自ら考えることは期待しにくいのではないか。
- ・ 外圧が加わらないと議会は変わらないのではないか。
- ・ 本来、議会改革は自ら行なうのが望ましく、他から押し付けられた形になると、いくら立派な条文が条例に盛り込まれていても、現状維持型の議員は非協力的となり改革が形骸化するのではないか（自由討論、議会報告会、議員提案など）。
- ・ 当委員会が纏める議会改革に協力しない議員は、議員評価の中でそのことをオープンにしていけばいいのではないか。
- ・ 基本条例には罰則規定はない。改革に協力しない議員が住民からマイナス評価されるのは選挙しかないが、それだけで全部の議員が協力するとは思えない。
- ・ 議会改革に積極的に取り組もうという議員もいるが、当町でも、奈良市議会ほどではないかもしれないが守旧派（もしくは改革に関心がない、考えていない）議員もいると思われる。だからといって、議員評価などのプレッシャーだけでいやいや協力をしてもらうよりも、議員自ら改革の必要性を理解し、やる気になってもらうような方法を議会でも考えてもらうことが必要ではないか。
- ・ （東委員から）議会として、議会改革検討準備会のようなものが立ち上げられないか9月議会の折に相談したい。

部会終了後、調整会議で、上記二つの課題について報告。

(7月24日(日)、自治体学校 柏原大阪経済大学講師)

1. 議会の現状

23年1月朝日新聞調べ 県・市町村全1797議会について

- ・丸呑み議会 (過去4年間首長提案議案を一本も修正・否決なし)

: 行政監視放棄	50%
----------	-----
- ・無提案議会 (議員提案の政策条例なし)

: 政策提案放棄	91%
----------	-----
- ・非公開議会 (議員個人の賛否の非公開)

: 情報公開放棄	84%
----------	-----
- ・3無い議会 (上のいずれにも該当)

	36%
--	-----

2. 地方自治法の抜本改革の動き

地方行財政検討会議の議論

- ・ 選択制の導入 (近い将来自分たちの地方自治の形態を住民が選ぶ時代が来る)
- ・ たとえば、「議会内閣制」(議員が議員身分のまま副市長などの執行職に入る)
 - 狙い : 首長と議会が予算編成をはじめ、自治体経営の判断と責任を共有
 - マイナス: チェック機能の低下

3. 議会改革の検討テーマ

- ① 審議方法の改革 : 対面式議場、一問一答式、反問権など (熟議)
- ② 情報公開・発信 : 議会だより、ネット中継など (公開)
- ③ 経費の改革 : 定数削減、報酬減額など
- ④ 政策機能の強化 : 議員提案の政策条例づくりなど
- ⑤ 市民と議会の関係作り : 議会報告会、議員通信簿 (相模原市・市民G) など

4. これからの地方自治のあり方 (基本構造設計) を考える際の原理・原則

- ① 議会と首長は政治的正当性は対等 (二元代表制)
 - 議会: ・住民の多様な意見を反映 ・合議制
 - 首長: ・多数派の意見を反映 ・独任制
- ② 政策プロセス全てに、議会も行政も責任を分け持っている
 - (ニーズ汲み取り→政策立案→議決・予算付け→執行→結果評価)
 - 議会はこれまでのように、議決だけではない
- ③ 住民は議会も行政もコントロールする権限も持っている (持つべき)
 - 行政は、審議会など住民参加の機会を多少なりとも作ってきたが、議会は住民参加を考えていない (選挙での投票は白紙委任ではない)

5. 議員報酬

- 会津若松市の試み: ①議員の仕事全てを住民に明らかにする (仕事量を時間で積上げ)
- ② 8時間で割れば、何日分の仕事になるか
 - ③ フルタイムの首長などの報酬と比べて適切か

○議会基本条例報告 精華町 (22年1月) 熊取町 (20年3月)

開催日時 平成23年9月28日（水） 午後2時～4時
開催場所 役場 2階第3会議室
出席委員 7名（田島、西田、小谷、小林、西野、東、藤井）
記録者 藤井 <事務局> 野村主事

概要

1、 前回（第3回部会）のフォロー事項について

議会基本条例の作成にあたり基本原則としての5項目第1項の変更案と東委員からの議会への「議会改革検討会」発足提案の結果報告があった。

1,1<基本原則>の第1項

「情報の公開と共有」 → 「情報の共有」（議会や町運営の情報が積極的に提供され、共有され）・・・（小林委員提案、承認）

1,2 東 委員議会提案報告

9月度に議員に“町づくり基本条例策定委員会”の活動に平行して、議員による「議会改革検討会」を議員懇談会で提案したところ、消極的な議員がおられ、全体では無理と判断した。しかし、5名の議員から議会改革研究会を自主的に立ち上げたいとのことで、オブザーバーとして参加する東 議長を含め6名（全議員の50%）で「上牧町議会活性化研究会」を発足することになった。（9月15日）

2、 基本条例検討

検討資料として先進自治体の基本条例を分析・整理された部会長作成資料をベースに討議した。資料内訳は以下の通りです。

2,1 <自治（まちづくり）基本条例と議会基本条例>

2,2 <議会基本条例の中で自治基本条例と関連する表現・条文>

2,3 <自治（まちづくり）基本条例の合成条文>

A <議会部分の合成>

B <議員の（役割と）責任部分の合成条文>

Bにつき、実際の条文づくりに着手したが、議論の途中までで、条文完成は次回へ持越しとなった。

以上

（ H23. 10. 6記、10. 11付一部修正）

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 部会の記録 【議会部会（第5回）】

1. 開催日時 平成23年10月27日（水）10時30分 ～ 11時30分
2. 開催場所 役場3F議員控室
3. 出席委員 7名 〔田島・西田・小谷・小林・東・藤井・西野〕
(事務局 野村主事)
4. 欠席委員 0名
5. 記入者 西野

6. 概 要

※東委員より

- ・「上牧町議会活性化研究会」と「まちづくり基本条例策定委員会・議会部会」との懇談会実施予定

11月14日（月）10時に上牧町役場3Fに集合

参加予定者の確認

- ・11月18日（金）議員10名が町バスで「伊賀市議会」を訪問予定
議会基本条例を既に策定済みの伊賀市の様子を市議会議長を交え懇談する予定

※上牧町ホームページの立ち上げについて

web方式（ユーストリーム）を導入すると、議会を中継することにより、開かれた議会が実現に資することができる。

※〔議員の役割と責務〕について

- ・議会部会委員用資料の内容の検討をする。
- ・＜提案1＞－1 町民から選ばれた公職者として高い倫理観を持ち、品位を保持し、と
＜提案2＞－1 とを合成する。尚、（政治）を削除したらどうか。
- ・前回までの議論を基にして、今回、提案された2つの案について意見を出し合う。

※その他の意見等

- ・※11月17日（木）部会の確認
- ・情報の共有に於いて、[傍観者への資料配布] は検討を要するのでは。
- ・[議会(議員)における該当項目に関して] アンケート用紙を議員にも配布してはどうか。

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 部会の記録【議会部会(第6回)】

1. 開催日時 平成23年11月17日(木) 14時～16時20分(途中20分間の休憩をはさむ)
2. 開催場所 庁舎2F会議室
3. 出席委員 5名【田島・西田・小谷・小林・西野・東】
4. 欠席委員 1名【藤井】
5. 記入者 田島
6. 概要

<「上牧町議会活性化研究会」(以後「研究会」と記す)と議会部会の懇談会の位置づけ>

- ・東委員(議会議長)を通して研究会より議会部会に、初顔合わせの申し出があり、11月14日(月)に会合を持った。
(会合内容詳細は末尾の(注)参照)
- ・遠山委員長と事務局(議会部会担当者)には事前に会合日時を連絡済みであったが、報酬、事務局の同席、傍聴、議事録等、こうした会合を部会としてどう位置づけるかを決めていなかったため、本日部会終了後の調整会議に諮る事とする。

<基本原則>

行政部会と町民部会から基本原則案が提示された時点で、全体会で話し合う。

<条文策定>

- ・「議員の役割と責務」に関する2つの提案文を1つの素案にする。(11月現在の素案で修正余地あり)。

【素案】

1. 議員は、町民から選ばれた公職者として高い倫理観と(または下線部分を「責任を自覚すると共に」とするか未定)品位を保持し、町全域に目を配り、町民全体が暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を遂行しなければならない。
 2. 議員は、議会活動に関する情報を町民に分かり易く説明すると共に、広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策提案し、その実現に向けて最大限の努力をしなければならない。
 3. 議員は、行政が適正に行われるよう常に監視を怠らないようにしなければならない。(議論途中)
 4. 議員は、議会の責務を遂行するために、常に課題意識を持ち広く町内外の情報収集をし、自己研鑽に努めなければならない。
- ・選挙公約に関する条文は、議員だけでなく町長とも関係するので、別項目とする。
 - ・1つの素案にしたとは言え、あまり頑なに考えず必要事項を含む大まかな枠組みとし、次に「議会の役割と責務」に関して検討していくなかで、必要であれば修正を加える余地を残す。
 - ・文体など条例として統一したものにするには、各部会から出された条文案を誰か(何処かの部署?)が纏める必要がある。
 - ・次回から「議会の役割と責務」部分の条文策定にも取りかかるが、合成文を基にすると、考え方が文章の流れに制限されてしまうので、「キーワード」だけを取り出して検討する方法にする。

<その他の意見>

- ・9月に東委員(議会議長)が議員懇談会で今後の議会のあり方を考える委員会立上げを提言したが(懇談会では全員の合意が原則のため)実現せず、有志の「研究会」が発足。発足当時5名(オブザーバ参加の議長を含めると6名)だったが、11月14日の会合では1名増え議員総数の過半数となった。議会で議員提案をして「議会基本条例策定」の特別委員会を設置することを考えてはどうか。
- ・過去の色々な事例(虹の湯前の灯籠、健民運動場横駐車場の時計台、理科室下のガス管など)では、新聞や住民の方が先に情報を知り議員に聞いても知らなかったという事が多く、また所属団体やボランティアの活動に熱心(それ自体は素晴らしいが)だが、財政や行政チェックなど議員が行うべき責務を果たしているようには見えない。
- ・将来の夢だが、「まちづくり基本条例」を小学校高学年位で全生徒が必ず一度は目を通す機会を学校で持つようになって欲しい。

(注)「上牧町議会活性化研究会」との会合

1) 開催日時、場所：11月14日(月)10時～11時 庁舎3F会議室

2) 出席者(敬称略)

【議会】東、堀内、長岡、辻、石丸、富木、服部 【部会】田島、西田、小谷、小林、西野

3) 概要

- ・第3回上牧町議会活性化研究会のゲストとして基本条例策定委員会議会部会が参加。
- ・東議会議長は研究会のオブザーバーであり議会部会の委員も務めているので司会進行役を担当。
- ・小林(基本条例策定委員会)副委員長より、基本条例策定委員会発足の経緯と現状について説明。
- ・その後、部会各委員が意見を述べたが、時間の都合で各議員からの意見は聞く事が出来なかった。
- ・今後も継続的に意見交換の場を持つことを確認し終了。

4) 議会部会委員から出された主な意見

- ・上牧町が財政健全化団体に陥った原因の1つとして、議会が行政チェックという責務を十分に果たさなかった事がある。再発防止に向けて自ら議会を変えていこうという本研究会の姿勢は結構だが、全議員が主体的に議会改革に取り組もうとしなければ、いくら条例を作っても実効性に欠ける。
- ・以前は名誉職であったり口利きが主な仕事であったかも知れないが、今後は政策提案など積極的な役割が議員に期待される。
- ・議会が実践した内容が条例となった市町村の例もあるので、条例の策定を待たず、「住民と協働のまちづくり」に必要な方法は、出来るものから即、実行して欲しい。
- ・「議案に対する各議員の賛否公開」は、議員の考え方全部が分かって投票している訳ではないので、次の選挙時の選択基準として重要な情報となる。議員には厄介な側面もあるかも知れないが、議員の事情ではなく、住民にとって必要かどうかという「町民の視点」から物事を判断してほしい。
- ・とにかく情報共有を徹底してもらいたい。
- ・過去の議会傍聴では頭が痛くなるほどひどいもので嫌気がさす時期もあったが、ようやく改革の兆しが見えてきた。

以上

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 部会の記録（行政部会 第3回）

開催日時 平成23年8月24日（水） 午後3時00分～午後4時00分
開催場所 役場 第4会議室
出席委員 6名（藤村・山中・柄沢・畑中・山原・堀内）
事務局 松井係長
傍聴者 2名
記入者 畑中
概要

1. 調整会議（7月14日）での合意事項の説明
 - 当面の目標は「基本原則」（案）の作成とする。

2. 基本原則の検討方針（10月27日の全体会に向けて）
 - 基本原則に関する上牧町提供の例示（4月21日配付 資料5）の確認
 - 他の自治体の基本条例に記載の基本原則の概観
生駒、日吉津、ニセコ、甲府、大和、石狩、伊賀の7市町村
 - 基本条例について、各自の意見を部会長宛に提出（期限9月20日）
9月28日の部会で検討する。

3. 各委員それぞれ持参の意見書（前回の宿題）に基づき、説明及び検討
 - (1) 上牧町に必要な「まちづくり基本条例」を考える。
 - 上牧町の特殊事情を十分に理解したうえ「二度と過ちを繰り返さない」ための反省と覚悟が必要である。

 - (2) キーワードによる「まちづくり基本条例」の論点整理
 - ①「わたしたちは」という住民主体の主語の明文化（前文などで）が大切である。
 - ②「二度と過ちを繰り返さない」（先述）
 - ③「参画」の定義をより明確にする。
 - ④「まちづくり」の目標をどのように設定するのか。
 - これという資源がない上牧町では、豊富な人材を活用した地域の活性化が必要である。
 - ⑤ 町長や役場（執行機関）は誰のために働くのか。
 - 「すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」ということの確認が必要である。

- ⑥ 上牧町の役割と責務を明確に規定すること。
 - 「町民の福祉の増進を図るとともに、最小の費用で最大の効果を上げる」こと。
 - 町民ニーズに的確に対応し、町民等の満足度を高める。」こと。
- ⑦ 住民を主体としたまちづくり推進の道具立て
 - 住民の権利や義務 ○議会の責務と役割
 - 情報共有 ○情報公開 ○個人情報保護
 - 会議公開 ○説明責任 ○行政評価
 - 意見・要望・苦情等への対応 ○意見の提出・募集
 - 総合計画等の作成 ○住民投票 ○行政手続き
 - 附属機関への参加 ほか

(3) 条文の表現様式に対する考察

- ① 用語
 - 可能な限り平易であること
 - 意味は正確明瞭であること
 - 文章の構造は単純明瞭であること
- ② 文体
 - 「～です。」「～ます。」体を用いる。
 - 「私は～します。」という宣言調（主体調）で、
 - 「～することができる。」「必ず～しなければならない。」という文体についても考察する必要がある。

(4) 基本条例の見直しについて

- われわれの基本姿勢は「常に見直す」ということ。
- 行政として定期的な評価・見直しは、毎年度実施する。
- 町民から見直しに関する意見・提案等があった場合は、その都度迅速かつ誠実に対応する。
- 見直しのための委員会（町民との協働による）の存在が必要
- パブリックコメント・住民投票等適正な方法による町民意志の反映が必要

(5) 町の執行機関についての疑問点

- 上牧町例規一覧（5月19日全委員に配付）・第3編 執行機関から町長及びその他の執行機関について、いくつかの疑問点が出た。

- 事務局作成の町の組織図を参照しながら質疑応答した。
 - その過程で新たな疑問点が出るなど錯綜してきたので、別途に勉強会を開いて理解を図ることにした。
- (6) 「上牧町公告式条例」(昭和31年制定 平成16年改定〈11回目〉) についての問題点
- 「何」に関する条例等を「何時」掲示するのか、ということ、どのようにして町民に知らせているのか。
 - 掲示場は各地区の適切な場所に設けられているか。
その数は十分だと言えるか。
 - 掲示板の形状は適切なものであるか。
 - その他の告示・公告・公示についても同様に、現状のままでは「情報の共有」など空念仏になりそうだ。

以上

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 部会の記録【行政部会（第4回）】

- 1 開催日時 平成23年9月28日（水）14時03分～15時58分
- 2 開催場所 役場第4会議室
- 3 出席者 6名（藤村、山中、柄沢、畑中、山原、堀内）
- 4 事務局 松井係長 傍聴者 1名
- 5 記入者 堀内
- 6 概要

(1) 前回記録の確認

行政部会第3回記録の確認（資料配付）

調整会議の報告（事前送付）

(2) 「参加と協働のまちづくり」西和7町公開討論会の案内（資料配付）

(3) 前回部会での課題「基本原則（基本事項）」に関する各委員の意見の概要

- ① 「参画と協働」「情報の共有と公開」「実施後の評価」の3点とし、簡潔で分かりやすい、身の丈にあったものとしたい。
- ② 「情報の共有」「協働と参画」「参画」「協働」これらの項目は、ほぼ全ての市町村で挙げられている「基本原則」である。
- ③ 「情報の開示と共有」「協働と参画」の2項目を、とりあえず取り上げておいて、これら以外に「基本原則」として考えられるものには何があるのか、今の段階で即そのことを議論するよりも、行政等についての議論を深める中で浮かび上がってきたものをすくいあげればよい、と考える。
- ④ 「情報開示」→「共有」→「参画・協働」という構造を考えている。
- ⑤ 「情報の開示と共有」については、事前にペーパーを皆様に配付しておいたので、その内容については、後日にでもじっくりと議論していただきたい。
- ⑥ 「行政とは何か」という原点に立ち返って議論することは、優先順位として先ずやるべきことである。

(4) 行政についての知識共有について

- ・「組織図をもっと立体的なものに出来ないか。執行機関、特に教育委員会の仕事内容および他の部署との関連が分からないので、町政全般にかかるガイドブックを作ることを要望する」との発言があった。
- ・「その必要性が分からないでもないが、町行政はまだ未熟であり、町役場での仕事の進め方の現状は、担当者しか分からないことや引き継ぎも満足に行われていないのが実態である」との指摘があった。
- ・原則として全ての情報が開示となれば、検索システムも必要となるだろう、との意見もあった。
- ・「地方公共団体（地方自治体）としての上牧町の構造・組織・機構について（その1）—素人住民の、現時点でのまとめ」が配付された。
（その2）以降は、行政委員会や附属機関等についてまとめ、後日提出する予定である。

(5) 前文について

- ① 前文は不要である、との意見があった。

②前文に盛り込むべき内容…なぜ我々がこの条例を作ろうとしたのか、そのモチベーションを書き込むべきである。それをどのような表現・言葉にするのか、という具体的な議論は全体会で行えばよい。(第2回部会の記録を参照)

(6) 全体会議(10月27日)へ向けて検討について

藤村委員より、「行政部会としてはまだ結論に至らないが、これまでの議論を踏まえて、全体会議に報告したい」とのまとめが行われた。

(7) 次回の行政部会での議論について

議会部会で検討中の基本原則について、次回の全体会議で報告を受け、そのなかで基本的な部分を参考に議論を進めることで合意を得て、散会した。

以上

上牧町まちづくり基本条例策定委員会部会記録（行政部会 第5回）

開催日時 平成23年10月27日（木）午前10時～11時
開催場所 役場第4会議室
出席者 6名（藤村、山中、畑中、柄沢、山原、堀内）
事務局 松井係長
記入者 山原

部会の記録のとり方について

詳細までいらないのではないか
決まった事項のみを記録として残せばよいのではないか
等等の意見が出たが結論として
途中の詳細な意見は省き結論を記録として残せばよい。
各人が議事録を見て修正があれば記録係に追加、修正をすればよい。
この作業は事務局がおこなう。
個人名は出さない。

議会チームより依頼のあったアンケートについて次の意見が出された。

基本原則について
基本原則の基本ぐらいはガッチリかためたい。
情報の共有、住民参画と協働ぐらいでよいのではないか。
評価活動があるのではないか。
等等の意見が出たが結論として
前文と基本原則に入れるべき項目を各人が次回会議に出し合う。

全国自治体議会運営に関する一体調査の資料を事務局のほうで用意して頂く。

以上

上牧町まちづくり基本条例策定委員会 部会の記録【行政部会(第6回)】

- 1 開催日時 平成23年11月17日(木) 14時00分～16時10分
- 2 開催場所 役場 第4会議室
- 3 出席委員 6名 【藤村安則 山中恭子 柄沢昌子 畑中禧一 山原正幸 堀内英樹】
事務局1名 松井(欠) 勇川(代理)
- 4 欠席委員 0名
- 5 記入者 山中恭子
- 6 概要 以下

1. 会議録の作り方について・・・前回(第5回)の結論を以下のように修正する。

- ①会議録の目的は、議論の経過・結論、あるいは、保留・継続テーマ等が把握出来るようなものであること。
- ②要点がきちんと記録されていれば、記述は簡単でよい。
- ③要点が脱落している場合、記述が簡単すぎて会議の状況把握が意味不明となるような場合等は、メンバー各人で追加・修正してゆけばよいことである。
- ④従って、会議録の文字数は、1頁とか2頁とか固定した枠を決めるようなものではなく、その時々議論の状況によって決まってくるものである。
- ⑤会議録は、委員以外の人達への情報発信のツールでもある。
本条例は、密室で委員だけで議論してつくりあげるようなものではない。
(事実、部会の会議録は、全体会の議事録に添付されて、情報公開されている。)

2. 基本原則として、我々の部会では何を認識するか？

①情報の開示・共有

- 1)『開示 → 共有 → 参画・協働』という構造で考えると、この構造の原点は『開示』にある。
- 2)請求による開示・・・情報取得の判断基準は、請求者の側にある。(＝主体的存在としての請求者)
- 3)説明責任としての開示・・・開示情報の判断基準は、開示者側にある。
(＝主体的存在としての開示者 → 説明の受け手は客体的存在となる)
- 4)広報活動としての開示・・・開示情報の判断基準は、開示者側にある。
(＝主体的存在としての開示者 → 広報の受け手は客体的存在となる)
- 5)情報の開示において、主体的存在となるか、客体的存在となるかは、非常に重要な差異である。
- 6)意志決定過程の透明化・・・以下の原則によって担保可能となる。
 - (1)「情報は、『ありのままの現実』を正しく伝える道具であらねばならない」という原則
隠したり、ウソをついたり、歪曲してはならない。
 - (2)原則として、情報はすべて開示する。
 - (3)情報は、企画立案→経過過程→結果→評価・総括というすべての段階にわたって開示する。
 - (4)要望、口利き、提案等も開示の対象である。
(注)口頭によるものは、文章化(公文書～メモ可)の制度創設が必要
 - (5)会議等の傍聴による開示

7)共有

- (1)行政と住民
- (2)行政と議会
- (3)議会と住民
- (4)住民間での共有

②参画と協働

- 1)権利・義務である。
- 2)自らの意思によるものである。(主体的存在である)
- 3)対等なパートナーとして、役割・責任を分担し、協力する。(主体的存在として)

- 4) 相互信頼・理解、対話、合意によることが基本である。
- 5) 計画の策定(企画立案)の段階から始まる。

③結果の評価・総括

- 1) やりっぱなしにしない。
- 2) 次の活動へとつなげる。
- 3) 『本条例の見直し』は、別立ての項目とする。

④主体性

- 1) 類似の用語として、『主権者である住民』、『住民主権』、『人権の尊重』がある。
- 2) 『主権者である住民』と『住民主権』は同義の用語で、日本国憲法の『国民主権』によるものである。
 - (1) 地方自治においては、それは、住民は選挙権を行使して、議会と行政に負託する『二元代議制』を意味する。
 - (2) しかし、日本国憲法制定以来数十年の歴史において、『二元代議制』は正しく機能せず、形骸化していったといえる。
 - (3) それを克服するしくみとして、近年、住民の役割がクローズアップしてきた。
ex. 「行政主導から住民主導」へのスローガン、「参画と協働」の概念等々。
- 3) 『人権の尊重』
 - (1) これは、日本国憲法の『基本的人権の尊重』によるものである。
 - (2) それは権利であるが、同時に、国民の自覚と責任によって維持されるべきものである。
即ち、国民は客体としてではなく、主体的存在として位置づけられているのである。
- 4) 我々がつくる条例においては、主体的存在＝主体性の発揮というのは、住民についてだけ言われるものではない。
町を構成する3つの要素である住民、議会、行政が、それぞれに主体的存在として主体性を発揮し、互いに尊重しあい、対等なパートナーとして、役割・責任を分担し、協働するのである。

⑤現時点では、以上4点としておく。

- 1) これら以外に「基本原則」として考えられるものには何があるのか？
今の段階で更なる議論を続行するよりも、行政とは何か等々についての議論を深める中で浮かび上がってきたものをすくい取ればよい。
- 2) そうした中で、上記4点が再検討されて、変更される可能性もある。

3. 「基本原則」に関する各部会での議論について

- ① 全体会でやるべきような議論を部会でやっていては、部会に分かれた意義がない。
- ② その部会の視点からは何を基本原則として認識するのか。その内容はどのようなものとなるのか。
このような議論を各部会で十分おこなったうえで、全体会で全体的な視点からすりあわせてゆくべきである。
- ③ 例えば、どの部会でも認識されるもの、ある部会でのみ認識されるもの、が出現するだろう。
前者は共通認識となるが、後者はどうか。それは、続いておこなわれる全体会での議論となる。
- ④ また、共通認識となっている基本原則でも、各部会の視点からその内容を深く掘り下げ、十分に議論すべきである。
これが、部会に分かれた意義である。

4. 前文について

- ① 「条例には、前文など無いほうがスッキリとして、分かりやすい。表明したいことは、解説書を別途に作成して、その冒頭に掲げるのがよい。」とする意見がある。
- ② 前文に盛り込むべき内容

- 1) 多くの他市町村に書かれているような、一般論的な記述
ex. 地理、歴史、少子高齢化等の社会情勢、一般論的な自治のありかた、等々
- 2) なぜ、我々がこの条例をつくろうとしたのか、上牧町としての独自のモチベーション
上牧町の現実(～失敗)に対する反省・原因の分析、克服の方向性等
- 3) 上記2)については、先ず各部会でその視点(行政の視点、議会の視点、住民の視点)から議論する。
その後全体会で、全体的な視点からすりあわせ、最終的な結論を導く。

5. 用語の定義について

- ① 先ず各部会で、その視点(行政の視点、議会の視点、住民の視点)から議論する。
その後全体会で、全体的な視点からすりあわせ、最終的な結論を導く。
- ② 条例の始めの位置にまとめて載せるよりも、必要に応じて、解説書の適切な場所で説明するほうが分かりやすい。

6. 条文の解説について

- ① 基本条例は、専門家に読んでもらうためのものではなくて、素人の住民に読んでもらうためのものであるから、その内容をよく理解してもらえるようなものであらねばならない。
- ② 多くの他市町村の解説のように、条文の単なる解説だけでは不十分である。
- ③ その背景となる考え方や法律、町(執行機関である行政と、議事機関である議会)のしくみ・組織等々が、条文を軸に包括的に理解できるようにして、今後の行動指針ともなるようなものとする。
- ④ 更に、条例を実効性のあるものとするために、具体的なマニュアル乃至は提言のようなものをセットとする。
- ⑤ このセットは、一冊のものとしてまとめるか、分冊とするか、それはいずれ考えるとして(全体会での議論となる)、条例についての今後の議論は、このセットを前提として、広く包括的におこなってゆく。

以上